

平成二十二年、第四回定例会にあたり、自由民主党文京区議団を代表して、私、田中としかねは、大きく二つの点について質問をさせていただきます。

一点目は、公教育の課題と地方自治体の果たす役割について。次に二点目は、地域の医療・保健・福祉の連携推進における課題と地方自治体の果たす役割について。以上の二点を、区長ならびに教育長に対して、質問させていただきます。

最初に、公教育の課題と地方自治体の果たす役割について、お尋ねいたします。

ちょうど三年前の2007年の11月、平成19年度文京区議会第四回定例会にあたりまして、私は初めて、この代表質問の場に立たせて頂きました。その際には「自分がこの場に立たせて頂いていることに対して、省みるにつけてとても重い責任を感じております」と述べさせて頂きました。今も勿論、その思いが変わるところはございません。いや、むしろ、より一層の覚悟を持って、発言を続けていかなければならないという思いが、現在の日本を取り巻く状況を考えれば考えるほど、日に日に強くなってきております。

三年前の2007年といえば、安倍晋三首相の主導で「教育再生」が進められていた年です。教育再生会議が次々とメディアをにぎわす提言を行い、教育基本法が改訂され、教育三法が制定されました。教育について、熱い議論が交わされていた時期でした。「時期でした」と過去形で言わなければならないことに、私は失望を感じざるをえません。最近のメディアにおいては、「教育改革」や「教育再生」といった言葉をきくこと自体、また文字を見かけることすら、ほとんどなくなってしまいました。教育問題は、政権交代によって解決されてしまったのでしょうか。まさか、そんなはずはありません。政治主導と銘打ったパフォーマンスに目を奪われている間に、人びとは教育について論じることへの関心を、急速に失ってしまっているのです。教育問題に携わる人間の一人として、私は、警鐘を鳴らし続けなくてはならないと、強く思います。むしろ事態はさらに深刻になっている、という認識に立たなくてはなりません。

先の東京都の定例会見で、石原慎太郎知事は、沖縄・尖閣諸島沖の中国漁船衝突をめぐる映像流出事件についてこう述べました。「ビデオを流出した人間は、僕は愛国的だと思う」と。物議をかもした発言ではありますが、「愛国的」という表現をあえて使うことによって、世論の喚起を促した石原知事一流の物言いだと思います。

あらためて、教育基本法の教育理念に基づき、新たに定められた義務教育の目標を、はっきりと認識すべきです。「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度」。これがわれわれの言う「愛国心」です。小学校学習指導要領は平成23年度から、中学校学習指導要領は平成24年度から完全実施することになっておりありますが、「愛国心」をふまえた今回の改訂の趣旨について、文京区教育委員会としての見解を、今一度お聞かせ下さい。また、改訂に向けての、具体的な学校現場への周知の方法・教員研修のあり方について・補助教材の作成について、文京区独自の方策がございましたらお聞かせ

下さい。

あらためて言うまでもありませんが、尖閣諸島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いがないところであり、現に我が国はこれを有効に治めています。したがって、尖閣諸島をめぐる中国を含む他の国との間で解決すべき領有権の問題はそもそも存在しておりません。

ロシアのメドベージェフ大統領が北方領土の国後島を訪問したことについても、由々しき事態ではありますが、北方領土返還要求に関する日本政府の公式見解を、あらためてここで繰り返すことも必要はないでしょう。しかしながら、その公式見解にある文言、すなわち「日本の固有の領土たる南千島をソ連が（現ロシアが）自国領土であると主張することは、日本国民一人として納得し得ないところであります」という言葉に対しては、それから半世紀以上の時を経て、本当に「日本国民一人として納得し得ない」といえるように、先人たちの思いが、現世代のわれわれに、そしてわれわれの子どもたちの世代に、伝えられているのであろうかと、不安を覚えずにはられません。

文部科学省は昨年12月25日に、平成25年度から本格実施される高校の新学習指導要領の解説書について公表しました。その際、地理歴史分野の領土問題に関して「竹島」について島名など具体的な記述がなされていないと承知しています。教科調査官等が作成する原案においては「竹島」の文言が記述されていた可能性があるにもかかわらずです。平成24年度から実施される中学校の社会科における新学習指導要領の解説書では「竹島」の記述がなされているにもかかわらずです。政権交代によっておきた、明らかな領土問題における後退の印象を与える出来事です。これでは教育現場にも「領土問題軽視」の誤ったメッセージを送ることになりかねません。教育は子どもの人格的発展に資するだけでなく、明日の主権者を育成するという大きな役割を担っています。さらに領土問題は国益にかかわる問題でもあり、その正確な事実の把握は極めて重要なことであると認識されなくてはなりません。文京区における中学校の授業で、韓国が「竹島」を占拠しているという事実を、正確に教えているのか。教育委員会の認識をお聞かせ下さい。

次に、中学校における武道必修化に関してお尋ねします。中学校学習指導要領の改訂に伴い中学校保健体育科では次のような変更が行われることとなりました。すなわち、第1学年・第2学年でこれまで選択必修であった「武道」と「ダンス」を含めたすべての領域、そこには「体づくり運動」「器械運動」「陸上競技」「水泳」「球技」「武道」「ダンス」「体育理論」が含まれますが、これを必修とし、第3学年から領域選択を開始することになったのです。いわゆる「武道必修化」です。文部科学省は、武道を履修することは、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」と規定された改正教育基本法の教育の目標を実現することにおいても有効であると考えられる、と表明しています。

ことさら取り上げるまでもなく、我が国では、青少年の育成と人間形成をはかる上で、礼節を重んじる武道が大きな役割を果たしてきました。国技としての相撲や、今や国際ス

スポーツに発展しオリンピックでの種目にもなった柔道、武士道という精神を受け継いできた剣道をはじめ、武道にも様々な種目があります。我が国が目指す、「スポーツ立国」という観点からも、武道は極めて重要であると考えられます。その観点から、自公連立政権の時代に、中学校学習指導要領を改訂し、中学校保健体育での武道必修化を決定したという経緯があります。そして平成 24 年度より完全実施を決定し、これまで関連予算措置を含め着実に準備を進めてきたという推移があります。しかしながら、政権交代後の現政権下での予算案を見ると、大幅な後退と受け止められる措置となっております。中学校における武道場の整備促進を図るべく、自公連立政権時に進めてきた予算措置から、現政権下では公立中学あわせて私立中学関係費が、半分以下に、大幅に削減されているのです。武道を安全かつ円滑に実施するという方針に、逆行していると言わざるをえません。

区立中学区を、責任を持って運営していく主体は、地元の自治体です。こうした国の動きに対して、文京区はいかに対抗措置をとっていくのか。まずは、文京区の教育委員会に、武道の重要性をどう認識しているか、お伺いいたします。

さらに、上述のような予算の大幅削減を打ち出した現政権下においては、予定通り平成 24 年度からの中学校における武道の必修化が完全実施できるのかどうかさえ危ぶまれます。目標年度の変更が行われたり、あるいは、地方自治体や学校法人、また保護者に負担を求めることもあり得るのではないのでしょうか。生徒個人にとって武道に必要な防具や柔道着・空手着・まわし等の費用に対し、交付税措置をすとのはなしではありますが、その予算は十分と考えられるのかどうか。そして、その使い方についての判断をどこが行うのか。教育委員会なのか、学校長の判断に任せるのか。文京区として想定すべきことがらは何であるのか、お尋ねします。すなわち、場合によっては、保護者負担が発生したり、保護者負担の割合が大きくなる可能性があるのか。

中学校での武道完全必修化に向けての動きにおいては、各武道関係団体のご理解とご支援こそが、実現への大きな力となるのではないのでしょうか。文京区としても、各武道団体への説明を行い、さらには理解を頂くべく努力をすべきではないのでしょうか。東京都剣道連盟をはじめ、全面的に協力支援を打ち出している団体も多数存在します。補助指導員や部活動での外部指導員の派遣、学校教育現場での指導研修の実施、具体的な指導計画案の研究、例えば道具一式が全て揃わなかったとしても実施できるような指導計画の立案など、現場で実際に生徒を指導している経験者に伺うべき意見というのは数え切れません。他の自治体で実施されているような、有識者・経験者を交えた武道指導推進協議会の立ち上げも検討すべき事柄の一つではないかと思われませんが、見解をお伺いします。

「公教育の課題について」という質問事項の最後に、いじめの実態把握についてお伺いします。今年の 9 月 14 日に、平成 21 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果が、文部科学省から公表されました。いじめの認知件数については、新しい調査方法が導入されると増え、その後は基本的に下がる傾向があり、平成 19 年度のいじめの認知件数が 10 万 1097 件であったのに比べ、平成 20 年度は 8 万 4648 件、平成 21

年度は7万2778件と、今回の調査結果でも同様となっています。しかしながら、都道府県によって認知件数にかなりの差が見受けられ、単純に実数で見ても、最小の61件から最大の8329件まで、同じ調査だとは思えない結果が浮き彫りになっています。1000人あたりの認知件数に換算したとしても、最小では児童生徒1000人あたり0.5人であるのに対して、最大では1000人あたり30.1人という結果です。この60倍という数値の差が、本当に統計として実態を表しているものなのかどうか。本当にいじめは減少していると言えるのだろうか。児童生徒を抱えるご父母の切実な願いは、果たして聞き届けられているのか。学校がいじめという事態を把握しきれていないだけではないのか、あるいはあってはならないとではありますが、いじめの実態が隠ぺいされているという可能性はないのか。調査結果を検討するにつけて、疑問を打ち消すことの方が難しくなります。教育委員会は、いじめに関する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果は、実態を反映したものとするかお伺いします。さらに、より正確に実態を把握するためには、いかなる取り組みが考えられるか、合わせてお伺いします。

信頼して子どもを預けているはずの、児童生徒のご父母の方々の付託に、こたえられているとは言いがたい、深刻な事態が後をたちません。自治体の責任は重大です。いじめに関する事件・ニュースのない日が、むしろないという状況です。そうした状況下にあっても、例えば北海道教育委員会が行ったいじめ実態調査に対し、北海道教職員組合が道内全21支部に、協力しないよう「指導」していたことが新聞紙上で報道されています。北海道教職員組合本部の書記長は新聞社の取材に対し、調査への組織的な非協力を文書で指導したことを認めた上で、次のように言い放っています。「いじめの実態は学校現場で把握し、対応している。一律の調査は必要ない。」と。

端的に申し上げます。「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の実施にあたり、教職員組合等による調査への非協力や実態の隠ぺいなどが行われているのであれば調査の正確は期し難いと考えますが、どのような対策を講じる必要があるのか。現政権下においては国が動かないとするならば、最後の砦である、地方自治体に、何ができて、何ができないのか。見解をお伺いいたします。

子どもたちが、辛い思いを胸に自らの尊い命を絶つことなど決してあってはならないことです。特効薬のように簡単な解決方法はないという認識の下に、文京区では教育指導担当課を中心にすでに行動を起こしているということを表明すべきだと思えます。追いつめられた子どもの、そして親御さんの、拠り所として機能を自治体は果たしているということ。「学校で今何が起こっているのか」を把握しなくてはならないという意識にたち、「いじめられている子どもに対して家族はどうすれば良いのか」をともに模索し、そして「なぜいじめてしまうのか」という問題についても、悩みを抱える人たちと一緒に考えてみよう。そうした姿勢を文京区が保持しているということに、いじめ撲滅への望みをつなげていこうと、私は区民にも呼びかけていきたいと思っています。

次に、地域の医療・保健・福祉の連携推進という課題にとって、地方自治体の果たす役割は何か、ということについて、お尋ねいたします。

メタボリックシンドロームに代表される生活習慣病が、国民全体の健康状態の変化として大きくクローズアップされてくるようになり、これまでとは異なった観点からの、地域住民の医療・健康に関する多様なニーズが高まってきていると考えられています。かつては健康状態を損なった場合、すなわち「病気にかかった」という場合、急性疾患のいわゆる患者さんというのは社会的な活動が大きく制限されていたのですが、生活習慣病においては、多くの人が罹患してはいますが、疾病状態のまま健康状態とかわらないような社会生活を営むことが可能になってきています。むしろその状態こそが、生活習慣病と呼ばれる疾患においては、医療の目標でさえあります。疾病状態が社会生活と共存するということの側面には、診療情報が個人の社会生活へ与える影響が極めて大きくなるということも意味します。例えばの話ではありますが、血圧が高い人と、高くない人と二人いらっしゃったとして、どちらに会社の重要なポストを任せるかという時の判断に使われるような可能性だって否定できない。つまり、その情報が洩れることによって、その人に取り返しつかない損失を与える可能性があるわけです。健康に関する情報が、極めて重要なプライバシー情報になったともいえます。しかしまたその一方で、個人は自らの情報の管理への自覚が、より一層必要になります。現在の自分の健康状態がどうであるのかを情報として知らなくてはならない。そしてその情報を更新し続けなくてはならない。PHR（パーソナルヘルスレコード）＝個人健康記録のデータを常に参照しなくてはならないという時代はすぐそこに来ています。医療に限ったことではありませんが、21世紀においては、本人の情報の管理は他人にゆだねるのではなく、自らの管理責任がより重要になってくると考えられています。自分の「情報価値」を管理していかねばならないという、それは時代の要請でもあります。

文京区でも重点課題として生活習慣病の予防をあげています。区民の生活習慣病への予防推進を図るためには、特定健診受診率及び特定保健指導の実施率を向上させることが重要であるとの考えから、中間的な目標として平成22年度までに文京区国民健康保険の被保険者の特定健診受診率を55%に、特定保健指導の実施率を35%にすることを目指すとしていますが、目標に向けての取り組みは現在どのようになっているのでしょうか、お伺いします。さらに文京区では、文京区特定健康診査を受診された住民の方々に、情報提供冊子「QUPIO（クピオ）」を送付するというサービスも実行しています。この冊子は、特定健康診査の受診結果の内容にあわせて、個別の健康情報の提供を目的に作成された内容になっており、健診結果の分析はもちろんのこと、日頃の健康管理にも活用できるというものです。この「QUPIO（クピオ）」を導入された経緯もお示しください。クピオはインターネットでも利用できるという優れものですが、それではどこにいてもパーソナルヘルスレコー

ドを参照できるかという点、やはり制限があります。個人情報保護のため、特定健診結果をシステム登録していないという都合上、詳細の順位情報など一部利用できないコンテンツがどうしてもでてきてしまいます。文京区が取り扱っている住民の特定健診結果という個人の健康情報を、今後どのように処理して、また活用していくかは、議論を尽くさなくてはならないところだと思います。

一方で、医療費をめぐることは、地方自治体が今後の対応を迫られるという事態も生じてきています。負担すべき医療費は住民の高齢化とともに増加し続け、財政圧迫の大きな要因ともなっており、医療費の適正化対策を迫られることになるのです。限られた財政を効果的・効率的に配分すべく EBP (Evidence Based Policy) = 「根拠に基づく政策」が必要とされるようになってきました。医療・健康分野においては、自治体ごとの統計的・疫学的分析が求められるのです。自治体が現在策定している医療計画においては、策定した後の達成度の評価をするのが難しいことが問題となっていますが、これは評価分析用のデータが不十分であることが原因です。仮に今後こうした医療情報、統計の全数把握ができるようになれば、自治体による医療計画の検証に加え、医師会や関係団体でも活用が可能になります。

こうした住民及び地方自治体の課題に応えるためには、医療・健康・福祉分野において散在する住民個人の健康にまつわる情報やその関連情報、いわゆる「健康情報」を収集・保存し、活用できる情報基盤の構築・整備が必要不可欠となります。これが「健康情報活用基盤」と呼ばれるものであり、平成 20 年度から経済産業省・厚生労働省・総務省の 3 省連携事業として、この「健康情報活用基盤」の実証事業が進められています。医療と国民、患者の接点という点で地域、自治体は重要な役割を果たすことから、こうした個人の健康情報をネットワークを介して電子的に活用するための基盤の構築に向けた「健康情報活用基盤実証事業」を、自治体を支援する形で実施しているのです。政府が今年の 3 月に発表した「新たな情報通信技術戦略の骨子 (案)」でも、「過去の診療情報に基づいた医療をどこにいても受けられる」「国民が自らの健康・医療情報を電子的に管理・活用するための全国レベルの情報提供サービスを創出する」ということが掲げられています。こうした取り組みに対して、文京区は今後どのように対応していくのか。先ほど申し上げました、文京区が取り扱っている住民の特定健診結果という個人の健康情報の扱いと合わせて、お聞かせ下さい。

この「健康情報活用基盤」を活用できると想定したとして、将来的には次のような利用のイメージが浮かんできます。文京区で特定健診を受けた 40 代の男性が、血糖と脂質の数値が基準値を超えてしまったために積極的支援の対象者となってしまったとしましょう。さっそく彼は自宅のパソコンで、区の健康ポータルサイトから登録している「健康情報活用基盤」の自己情報を、指導を担当する区保健センターの保健士さんに開示設定を行います。初回の面談までに、自分の健診結果を経年で見てもらうためです。また、自分でも、20 代からの健診結果を見直してみる。経年で体重などがグラフ表示されて、太り始めた時

期が一目瞭然だからです。

健康情報のデータアクセス制御等の活用範囲の責任は、住民一人一人であるものの、データ保管責任は、地方公共団体にも当然あります。つまりは、個々人自らの健康情報のアクセス制御の設定は住民自らが行うものの、悪意のある第三者からの攻撃に対してのセキュリティの担保は、地方公共団体の責任において行うことが望ましいと考えられるわけです。現在文京区が預かっている、特定健診の健康情報をはじめとする個人の健康記録のセキュリティはどのように確保されているのかも、合わせてお聞かせ下さい。

文京区としても単に国からの施策を待つだけではなく、来るべき時期に向けての健康支援サービスの提供のための人材育成、関連するステークホルダーとの意識合わせや、文京区内部における課題意識の共有など、着手できる部分から地道に取り組みを開始する必要があると考えます。この点での文京区の果たす役割について見解をお聞かせ下さい。

医療と情報をテーマに研究をなさっている東京大学の山本隆一先生は、「医療という行為の大部分は情報処理といっても過言ではない」とおっしゃいます。医療行為に直接従事するだけではなく、情報管理という観点から、自治体として地域の医療・保健・福祉の連携推進を図ることは十分に可能であり、むしろ今後あるべき地域医療連携の姿だと思います。文京区としての先見的な判断を期待したいと思います。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。